



Daito Chuo Osaka Japan

第2660地区 大東中央ロータリークラブ

*事務所

〒574-0046
大東市赤井1-2-10-4F
TEL : 072-872-6349
FAX : 072-872-6552
E-mail : dc-rc@eagle.ocn.ne.jp
ホームページ http://www.dcrc31477.com/



*例会

毎週水曜日 18:30~19:30
大東市立市民会館
〒574-0076 大東市曙町4-6
TEL : 072-871-0001
FAX : 072-871-0004

■会長:池田文治 ■幹事:古川真照 ■会報委員長:庵谷和宏



ROTARY
SERVING
HUMANITY

RI会長 ジョン・ジャーム

2016~2017年度
国際ロータリー・テーマ
人類に奉仕するロータリー

四つのテスト

- 言行はこれに照らしてから
1. 真実かどうか
 2. みんなに公平か
 3. 好意と友情を深めるか
 4. みんなのためになるかどうか

第 943 回 例会 平成 28 年 8 月 24 日

開会点鐘 : 18:30
 ロータリーソング : 「奉仕の理想」
 来客紹介 : 親睦活動委員長
 会長の時間 : 会長
 諸報告 : 幹事、各委員長、出席報告、ニコニコ箱
 卓話 : 「会員増強・拡大月間に因んで」
 閉会点鐘 : 19:30 川西 津音夫 会員増強・職業分類・会員選考委員
 クラブフォーラム : 会員組織委員会

次週のお知らせ

卓話 : 「六星占術を楽しんでみませんか!!」 前田 博子 会員

8 月 3 日の例会の記録

出席報告

会員数 : 28 名
 出席者数 : 20 名
 欠席者数 : 4 名
 出席規定免除者数 : 4 名
 出席率 : 83.33 %
 7月13日 修正出席率 : 78.26 %
 ↓
 79.16 %

ニコニコ箱

- ・卓話よろしくお願ひします。 長崎会員
- ・卓話楽しみです。 宮城会員
- ・バースデイプレゼントありがとうございます。 住川会員
- ・8月ですねー今月もよろしくお願ひします。 川西会員
- ・今日もよろしくお願ひします。 白川会員
- ・夏バテせずに頑張りましょう。 大東会員
- ・右足を骨折し欠席しました。 古川会員
- ・猛暑に耐えられず横になっていました。 伊泊会員
- ・例会欠席のお詫び。

お客様

米山奨学生 : サンウィンモー様

東坂・池田・前田・岡橋・庵谷・大和田 各会員

当日計 ¥30,000

今期累計額 ¥107,000



◁会長の時間▷

会長 池田 文治

「ガバナー月信の8月号」がEメールで届きました。それによりますと、8月は「会員増強・新クラブ結成推進月間」です。

ジョン・F・ジャームR I会長は今年度の方針の中で「ロータリー財団100周年」「ポリオ撲滅」「会員増強」の3件を重点項目として掲げておられます。中でも増強については単に数だけでなく、将来にロータリーのリーダーとなるべきロータリアンの増強を目指すとしておられます。それから本年度に入って何度も説明しております規定審議会においても、「会員資格の柔軟性」や「入会金の自由化」等とクラブに裁量権を与え、会員増強に力を注ぎやすくしたものだと思えます。R Iや地区が増強に力を入れるように促している事がよくわかります。

本日は増強から少し目先を変えて、会長の時間とさせていただきます。新入会員を募る時や友人を誘うときに「ロータリーって何？」と聞かれる事はないでしょうか？私自身、友人に聞かれて直ぐ返事ができずに大変困った記憶があります。皆様はどう応えられるのでしょうか？

数字でいえば

国の数：200以上

クラブ数：34,558クラブ

会員数：1,220,115人 となります。

ヒントとしてアンケートの結果を紹介します。

「あなたがロータリーで熱心に活動する理由は？」（Voiceよりアンケート）

- ・リーダーのネットワーク：世界の様々な国や職業のリーダーのネットワークです。
- ・アイデアを広げる：多様な会員のアイデアや職業の専門知識を生かして地域社会のニーズや問題に取り組みます。
- ・行動する：世界中の地域社会を長期的に改善するために行動します。

「ロータリークラブに入会した理由は？」（-ロータリーを再発見-よりアンケート）

- ・地域社会に貢献したい
- ・同じ関心をもつ人々と知り合いたい

数字では伝えきれない他のグループや、団体にはないロータリーならではの特徴をうまく伝える事が必要だと思います。尋ねられたら迷わず答えられる様、それぞれが自分なりの紹介方法を用意していただきたいと思えます。



[幹事報告]

幹事 古川 真照

2016～2017年度 8月度理事会 議事録

8月3日例会場の市民会館401号室に於いて、例会終了後の19時40分～に理事会が行われました尚出欠者は以下の通りです！

出席者：池田、北田、川西、北口、長崎、白川、宮城、森原、古川 計9名
欠席者：荒金、森川、青田 計3名

1. 事務局員の求人及びニコニコ会計について

a) 事務の伊藤さんの退職に伴い、次の事務員の方を8月1日新聞の折り込みを入れました。応募締め切りは8月8日です。応募者の書類審査及び面接の日を決定します。

- ・書類審査は翌日の8月9日（予定）
- ・面接日は8月12日（金）

採用、面接については、池田、北田、長崎の理事の3名にお任せする事と成りました。 ☆承認 上程者 池田

b) ニコニコの会計の繰越金について

昨年度よりニコニコの繰越金は、¥4,063,143です。川西会計と相談の結果ニコニコの定期預金に、300万円を入金します。 ☆承認 上程者 池田

2. 川西会計より2016年7月度の会計報告

会員28名中20人の会費が振り込まれております。未だの方は至急お振込み下さい。その他詳細が報告されました。 ☆承認 上程者 川西

3. 次回例会の移動例会について

8月24日(水)次回の例会を移動例会として阪奈ホテルにて行います。当日は峠会員のホールインワンのお祝いのコンペと懇親会が行われます。その後、同ホテルで移動例会を行います。 ☆承認 上程者 北田

4. 社会奉仕委員会の開催について

8月24日例会終了後、社会奉仕委員会を行います。
議案

- ・「子どもシェルターぬつく」の支援の件
- ・「市民祭り警備」について
- ・その他

◎報告者 宮城

5. その他

・SAAのマイク使用の不自由を解消するためマイクのアンプを、会長、幹事決済で購入致しました。

商品：SANWA SUPPLY マイク付き拡声器スピーカー MM-SPAMP

金額：¥15,056

☆承認 上程者 古川

6. 20時10分に閉会



幹事報告

1. 大東市より市民まつりのポスターの件

市民まつりのポスターが届きましたので、会員の皆様事業所等に、お張り下さい。

2. 2660地区より「広報委員会アンケート」のお願い

地区広報活動への率直なご要望なり、ご指摘を8月19日までに猪俣地区広報委員長、又はガバナー事務所迄、EメールかFAXにて返送くださいとのこと。

当該者：庵谷、荒金

3. 大東市立青少年野外活動センターより「夏季エンディングセレモニー」の開催について

8月27日(土)PM7時~44日間の活動が終り、エンディングセレモニーを、野外活動センターにて行いますので、是非出席をお願いしますとの事。

当該者：森川、池田、古川

4. 第31回 大東市子ども会フェスティバル協賛について

毎年大東中央RC賞を贈って参りました子ども会フェスティバルの、作品審査が10月中~下旬にかけて行われ、表彰式を11月3日文化の日に13時30分~サーティホールの総合文化センター内で行いたいとのご案内が届いております。

当該者：森川、池田

5. 国際ロータリー2016年規定審議会より

2016年4月10~15日にアメリカイリノイ州シカゴに於いて、3年に一度の規定審議会が行われ、200項目を超える細則などのロータリー規定の変更が行われました。当クラブでは11月頃に届く規定変更内容を確認して参ります。

6. ガバナー月信第2号(8月号)送付の案内について

2016年7月1日よりガバナー月信は各クラブ事務所へPDF添付の形でペーパーレスメール送信と成りました。是非クラブの会員の皆様に、My Rotaryの登録をして頂きますよう、おすすめくださいとの事。

7. 北田会員より峠会員ホールインワン記念ゴルフコンペ及び懇親会の御案内

峠松次会員がホールインワンを出しました。「記念コンペと懇親会」を下記の通り行いたいと思います、是非皆様のご参加お願い致します。

日時 平成28年8月24日(水) ゴルフ:11時out in 同時スタート(キャディ付き)

場所 阪奈カントリークラブ、懇親会4階会場にて

会費 ゴルフ参加の方は1万円(プレー費、懇親会食事費、コンペ賞品、参加賞)
懇親会のみの方3千円(懇親会食事、参加賞代) 17時~開始

その後、18時30分より阪奈ホテルにて移動例会を行う事が、本日の理事会で承認されました。





●) 前回 (8月3日) の卓話 (●



「建物の耐震について」

長崎 弘芳 会員

建築基準法では、昭和46年（1971年）と昭和56年（1981年）の過去2回、耐震性についての基準に関し、大規模な改正が行われています。昭和46年の改正は、昭和43年の十勝沖地震の被害を踏まえ、鉄筋コンクリート造の建物の柱の帯筋の基準を強化したものでした。昭和56年6月1日の改正では、昭和53年の宮城県沖地震の被害を踏まえ、一次設計（許容応力度計算）、二次設計（保有水平耐力計算）という概念が導入されました。この改正による建物の耐震性に関する基準が、いわゆる新耐震基準と呼ばれるもので、この改正以前の基準は、旧耐震基準と呼ばれています。旧耐震基準では、各階床荷重に一律に地震標準層せん断力係数 0.2を乗じて地震荷重を算定していましたが、現行の新耐震基準では、建物の高さが高くなると地震荷重も大きくなる地震荷重分布を採用するようになっています。また、建物が建つ地域ごとの荷重低減係数や、建物が有する固有周期と地盤の関係から、地震荷重を低減する建物振動特性係数も基準として盛り込まれました。また、バランスの悪い建物は地震の力を受けると変にねじれてこわれることがあるため、新耐震基準では、ねじれが起こらないように建物のバランスをとって設計するという配慮もとられています。新耐震基準では、よく起こる強さの地震に対しては建物の被害は軽くてすむことを目標にしています。しかし、建物の寿命の内に一度起こるかどうかという強さの地震に対しては、建物にある程度の被害がでていいが、建物の中もしくは周辺にいる人に被害がでないようにすることを目標にしています。そのためには、建物が倒れたりしないようにしておくことが必要になります。つまり新耐震基準の目標は、地震によって建物がこわれないようにすることではなく、「建物を使う人の安全を確保する」ことと言えます。

マンションの地震対策には、管理組合が行うものと各居住者が行うものがあります。管理組合が行う地震対策管理組合が行う地震対策としては、以下のようなものが挙げられます。耐震診断、及び耐震改修の実施 管理組合機能・コミュニティ機能の強化地震保険への加入地震からマンション居住者の生命や財産を守るためには、まず耐震診断を行うことで、建物の耐震性を的確に把握することが重要です。特に昭和56年以前に建てられたマンションは、旧耐震基準によって設計・建設されていますので、耐震診断を行い、その結果を踏まえて必要な耐震改修を実施することが重要です。これらのハード的な側面での強化に留まらず、常日頃からのソフト的な



側面の強化もマンションの地震対策と言えるでしょう。日頃から適正なマンション管理を行うと共に、被災時等にコミュニティの結束力が発揮できるような準備をして下さい。また、耐震改修の実施により、被害の軽減を図る一方で、万一の被災時に備えて地震保険に加入しておくことも望まれます。共用部分については管理組合が加入することになります。地震保険に加入しておくことで、被害の状況に応じて保険金が支払われ、円滑な生活復興の助けになります。各居住者が行う地震対策各居住者が行う地震対策として、以下のようなものが挙げられます。専有部分の地震対策建物が安全でも、家具の転倒などによって被害を被ることがあります。最近では、家具の転倒防止装置などが市販されていますので、これらの装置を利用するなどして、専有部分に対する地震対策を各居住者が実施しておく必要があります。日頃から管理組合で対策を呼びかけておくことも重要でしょう。

現在適用されている耐震基準より低い基準で設計されたマンション（旧耐震基準で設計されたマンション）は、全国に約100万戸存在します。毎年約20万戸の新築マンションが分譲され、その総戸数が500万戸を超えたことから、およそ1/5のマンションに耐震性能が劣っている可能性があるということです。簡易な見分け方は、耐震基準の改正された昭和56年（1981年）6月1日より前に設計されたマンションかどうかを役所で調べることです。これは実際にマンションが完成した時期ではなく、設計の審査（建築確認申請）がいつかによって判断します（したがって、昭和57年や58年に建物が完成していても、旧耐震基準で設計されている可能性があります）。旧耐震基準で設計されているからといって必ず耐震性能に劣る訳ではありませんが、旧耐震基準で設計されたマンションや耐震性能に不安のあるマンションの場合は、必ず耐震診断を実施し、調査結果に基づいて必要な耐震改修を施すべきでしょう。

想定される大地震に備えましょう

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6434人の尊い人命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5502人で、その約9割の4831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波によって、一度の災害で戦後最大の人命が失われる甚大な被害をもたらしました。このように我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあると言えるのです。

さらに、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下型地震については、発生の切迫性が指摘され、地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。



耐震診断とは

我が国はこれまで、大地震が起こるたびに、どのように建物が被害を受けるのかを研究し、同じ被害を受けることのないよう耐震基準を強化するなど、法律や基準を改正してきました。

現在、使用されている耐震基準は『新耐震設計基準』と呼ばれており、阪神・淡路大震災においても、『新耐震設計基準』によって設計された建物の被害は少なかったと報告されています。

耐震診断とは、昭和56年（1981年）5月以前に建てられた建築物の構造強度や変形性能を調べ、『新耐震設計基準』と比べて、どこが弱くどのように補強すれば良いのかを調べるものです。

耐震性が心配される建物

◇旧耐震基準の建物（昭和56年（1981年）5月31日以前の建築確認）

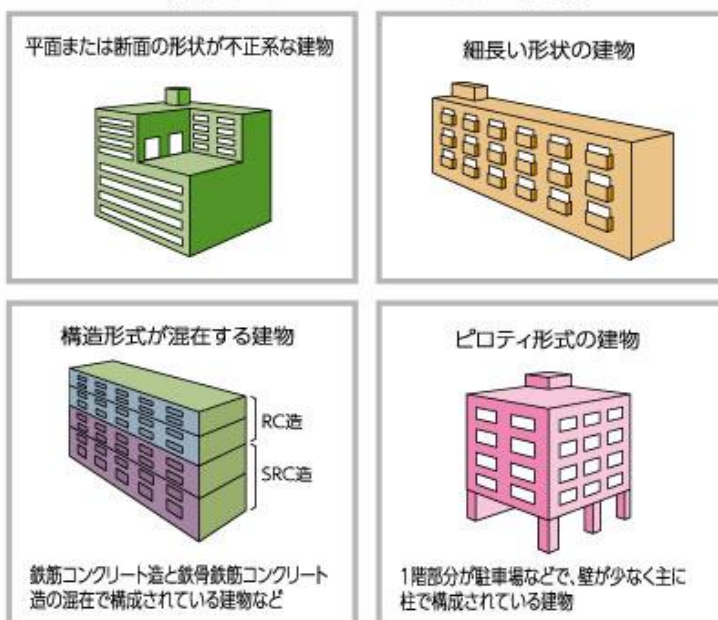
- ・建築基準法が昭和56年に改正され、耐震基準が変更されました。

阪神・淡路大震災の被害状況からも、旧耐震基準の建物は耐震性が十分でない可能性があります。

◇構造上バランスの悪い建物

- ・平面または断面の形状が不整形な建物
- ・構造形式が混在する建物
（鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造の混在で構成されている建物など）
- ・細長い形状の建物
- ・ピロティ形式の建物
（1階部分が駐車場などで、壁が少なく主に柱で構成されている建物など）

構造上バランスの悪い建物





建築構造以外の耐震化も必要です。

- 玄関ドアの開閉不能対策
- 外廊下・バルコニー等の落下対策
- 屋外鉄骨階段の倒壊対策
- 外壁・内壁のタイル等落下防止対策
- 家具の転倒対策 など

- ・耐震診断費用の目安は、建物の大きさ・構造・形状・設計図書の有無により異なります。

特に、耐震診断を行う上で、図面の有無はかなり重要です。もし図面が無ければ耐震診断に必要な図面を復元させる必要があり、復元させるためには、内装材の撤去や柱・壁の一部を研る調査が伴い、図面が有る耐震診断に比べ調査日数と費用が多く必要となります。

※構造、規模にもよりますが、図面の有無で100万円以上の差が出ます。

※補助金制度を利用する場合、第三者評定機関での確認が必要になるため、規模や構造にもよりますが、50万円～100万円（申請手数料は別途）の追加費用が発生いたします。

- ・木造

木造住宅、一般診断法 図面が有る場合

床下及び天井裏の目視確認を行う際、点検口が必要となります。クローゼット等から入れる場合は問題ありませんが、入れる場所がない場合は、別途点検口設置費用が発生します。

費用	15万円～25万円程度
----	-------------

※木造建物の耐震診断は、一般診断法と精密診断法があり、2階建ての住宅は一般診断法にて耐震診断を行うのが一般的です。

- ・鉄筋コンクリート造

鉄筋コンクリート造、二次診断 図面が有る場合

例えば、1フロアー200m²程度の10階建ての建物の場合、100万円～400万円程度の診断費用が必要となります。

耐震診断費用は、建物の面積規模が大きくなれば、m²あたりの単価は下がり、面積規模が小さくなれば、m²あたりの単価は上がります。また、都心部に多いペンシル型の建物の場合は、面積は小さいですが、階数を多く取っているため、コンクリートコア採取本数が多くなり、m²あたりの単価が高くなります。

1次診断で図面がある場合は、2次診断費用の3分の2程度、3次診断で図面がある場



合は、2次診断費用の1.5倍程度の費用が必要になります。

費用	延床面積1m ² あたり500円～2000円程度
----	-------------------------------------

・耐震改修（補強）工事費用

鉄筋コンクリート造の建物の場合

耐震改修工事費用の目安は、補強の工法や補強量によって大きく変わります。

費用	床面積1m ² あたりの単価は20,000円～50,000円程度
----	---

※建物の規模、改修の程度等により異なり、設計・工事監理・改修工事（躯体工事のみ）の合計となります。

※上記単価には、仮設足場・解体工事・内装工事等は含まれておりません。

・耐震改修（補強）工事費用

木造の建物の場合

耐震改修工事費用の目安は、補強の工法や補強量によって大きく変わります。

費用	1棟あたり100万円～200万円程度
----	--------------------

※建物の規模、改修の程度等により異なり、設計・工事監理・改修工事（躯体工事のみ）の合計となります。

※上記単価には、仮設足場・解体工事・内装工事等は含まれておりません。

・補助金・助成金制度 助成金制度について

国や各自治体では、建物の耐震化を促進するため、様々な支援制度を設けています。制度を利用するには、所有者が各自治体の制度を担当する窓口へ相談する必要があります。各自治体により対象となる建物・補助額・必要書類等が異なりますので、諸条件を確認することが重要です。

耐震総合研究所では、助成金制度の利用に必要な準備支援や書類作成サポートも行っていますので、耐震診断をご検討中の方は、一度ご相談下さい。

以下、東京都の取り組みをご紹介します。

東京都の取り組み

東京都以外の各自治体でも同じような取り組みを行っていますので、詳しくは各自治体のホームページまたは、担当窓口でご確認下さい。



木造住宅

木造住宅耐震化助成事業（区を通じての助成）

耐震シェルター設置費用への助成（区市町村を通じての助成）

緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成（区市町村を通じての助成）

緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度

マンション

マンション耐震化促進事業（区市町村を通じての助成）

病院等

医療施設耐震化推進事業

東京都災害拠点病院施設整備費補助事業

学校等

私立学校安全対策促進事業補助金

私立専修学校等耐震化事業費助成事業

社会福祉施設等

社会福祉施設等耐震化促進事業

商店街のアーケード等

東京都特定施策推進型商店街事業費補助金

税制上の優遇措置

また、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額や所得税の控除（上限あり）などの優遇が受けられる場合があります。詳しくは所轄の税務署または各自治体の相談窓口へお問い合わせ下さい。

